

一票に明るく未来の夢かけて



■投票時の留意事項

- 投票用紙は、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類です。(小選挙区選出議員選挙はだいたい色地に黒インク、比例代表選出議員選挙はあさぎ色(うすい水色)地に赤インク、最高裁判所裁判官国民審査は白地に黒インクの投票用紙)
- 投票の方法
 - 小選挙区選出議員選挙……………候補者の氏名を書いて投票します。
 - 比例代表選出議員選挙……………政党名を書いて投票します。
 - 最高裁判所裁判官国民審査……………やめさせた方がよいと思う裁判官についてその氏名の上の欄に「×」を書いて投票します。やめさせた方がよいと思う裁判官がない場合は何も記入せず投票してください。

【期日前投票】

- 従来の不在者投票のうち、選挙人名簿登録地の期日前投票所で行う投票が対象となります。
- 投票できるのは、投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭、病気等などのやむを得ない一定の理由に該当すると見込まれる人です。投票の際には、不在者投票と同様に、「請求書兼宣誓書」の提出が必要となります。
- 8月19日(選挙期日の公示日の翌日)から8月29日(投票日の前日)までの間、下記の期日前投票所で行っています。(どの投票所でも、投票できます。)

期日前投票所の名称	投票のできる期間	投票のできる時間
市役所大会議室	8月19日～8月29日	8時30分～20時
福良区事務所	8月27日～8月29日	10時～17時
市役所四浦出張所		
保戸島地区集会所		

※投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なりますので、ご注意ください。
※国民審査の期日前投票ができるのは、8月23日からとなります。

【不在者投票】

- ①病院、老人ホーム等の施設で行う投票 ②郵便投票 ③名簿登録地以外での投票
④選挙期日には20歳に達するが、期日前投票の時点ではまだ20歳に達していない人の投票については、従来どおり「不在者投票」を行うこととなります。
- 不在者投票ができる期間は、8月19日から8月29日までです。
投票できる場所は、市役所大会議室です。(病院等の入所者は、指定された施設でできます。)

《郵便による不在者投票》

- 重度の身体障がい者や要介護認定5で、郵便等投票証明書を持っている方は、自宅で郵便により不在者投票ができますが、選挙期日の前4日(8月26日)までに投票用紙等の交付を請求しなければなりません。
- ※身体等の故障等で文字の書けない人は、投票所で係員に申し出れば、代理投票ができます。また、目の不自由な人は、点字で投票ができます。

●問い合わせ先

津久見市選挙管理委員会事務局 ☎82-4111(内線182)